

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

心強い日弁連・関弁連とのパイプ

インタビュー1

木村良二会員

関弁連理事長に就任して

1 関東弁護士会連合会(関弁連)は、どのような組織でしょうか

東京高等裁判所管内の13の弁護士会及びその会員が、連携・協力し、地域の司法制度や人権擁護のための諸活動を展開しているのが関弁連という組織です。関弁連の役員会議(常務理事会・理事会)、22の委員会により、広域的、かつ、きめ細やかな活動をしています。

2 理事長や理事はどのようなことをするのでしょうか
理事長は、副理事長、常務理事らのサポートを受けて、関弁連の諸活動を牽引する職務・役割にありま。常務理事会・理事会において審議する議案の提案や、決定事項を執行する役割を担います。また、東京高裁及び東京高検を含む管内裁判所・検察庁や自治体との協議において関弁連を代表して対応します。

3 経歴を教えてください
司法修習は32期、1980年4月に当会登録、2006年度当会会長、2008年度日弁連副会長を務めたほか、調停委員(現)、自治体委員、横浜国立大学学術研究会構成員(現)、日本司法支援センター神奈川地方事務所所長、法務省法制審議会委員、日本弁護士政治連盟副理事長兼神奈川支部長(現)などを務めています。

インタビュー2

竹森裕子会員

日弁連副会長の1年間を振り返って

1 1年間お疲れ様でした。今のお気持ちはいかがですか
3月末の退任がずいぶん昔のように感じます。大役を終えてほっとしているのが率直な感想です。

2 副会長在任中に取り組んだことは
男女共同参画推進本部に関して、昨年度は女性副会長クオータ制の導入もあって15人中3人が女性となり、いわゆる第三次日弁連男女共同参画推進基本計画の20%という目標値を達成しました。もともと、今後も安定

3 そのほかには
「谷間世代」に対する支援やFATF問題への対処を進め、民事介入暴力対策に関しては青森の人権大会で特殊詐欺の問題への対策が決議されました。また、業務妨害対策や非弁問題については、緊密な組織体制を構築しています。

4 理事長に就任された意気込みについてお願いします
「聞き手 古西 達夫」

2019年度
関東十国会夏期研究会のお知らせ
日時 2019年8月24日(土) 13時
場所 ハイランドリゾートホテル&スパ
(山梨県富士吉田市)

木村会員・竹森会員の 激励・慰労会

6月5日、横浜ロイヤルパークホテル芙蓉の間において、関東弁護士会連合会理事長に就任した木村良二会員の就任激励会と、日本弁護士連合会副会長を退任した竹森裕子会員の退任慰労会が開かれた。

最初に、伊藤信吾会長より挨拶がなされた後、就任・退任した両会員から挨拶が行われた。

木村会員は、「関弁連は各単位の枠を越えて交流をする会で、各会の課題や悩みがあると感じている。東京三会以外から理事長になったが、温かく迎えられている。小林副政会員や池田忠正会員が理事長として歩んできた足跡を汚さぬようにやっていきたい」と抱負を述べた。

また竹森会員は、「大過なく任務を終了することができた。単位会ではできない経験をさせてい



神奈川県のアウトライントと天秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

山ゆり

新たな息吹きをと、この数年魚釣りを趣味にしている。最近も、金沢八景沖で船釣りを楽しんできた。船酔いには相変わらず閉口させられたが、黄金アジでクローラーボックスを満杯にでき、ストレス解消となる大満足の一日であった▼目下のところ、釣った魚をつまみに自宅で一杯やるのがささやかな幸せである▼釣りに関しては、世界中に様々な諺があるようだ。少しインターネットで調べただけでも無数の諺があり、中には、「一日幸福でいたかったら、床屋に行きなさい」「一週間幸福でいたかったら、結婚しなさい」「一か月幸福でいたかったら、良い馬を買いなさい」「一年幸福でいたかったら、新しい家を建てなさい」「一生幸福でいたかったら、釣りを覚えなさい」との中国の古い諺があった▼結婚している身としてはやや首肯できないものもあるが、少なくとも釣りに関しては、今後も長く付き合う趣味であることに間違いはない▼ただ、別の諺に「もし釣りが仕事の妨げとなるなら、仕事のほうを諦めなさい」ともあった。もともと、私はそこまで豪気になるつもりもなく、小市民らしく、仕事と趣味のバランスを取っていくだけである。(越川 純哉)

両会員には花束贈呈が行われ、剣持京助常議員会議長の乾杯の挨拶の後、山下光会員からは木村会員に「頑張ってください!」と力強い激励の言葉があった。

また前日弁連副会長である木村保夫会員は、竹森会員に対して「他会からの副会長からは『神奈川はいつもちゃんとした人を副会長に出してくるね』と言われている。竹森会員は日弁連で大活躍をされた」と慰労の言葉を贈った。

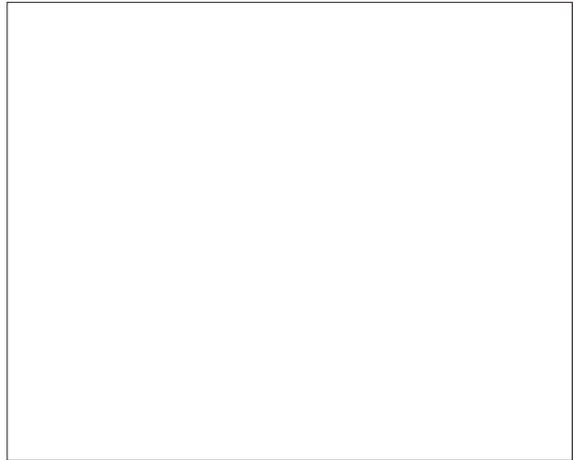
最後に須山園子副会長が、日弁連と関弁連にパイプがあるのはとても心強いことであるとの中締め挨拶をして、この日の激励会・慰労会は終了した。

(会員 岩田 恭子)

暴力団等による 被害をなくすために

5月31日、当会会館において「暴力団被害無料電話・来所相談会」が、神奈川県警察、(公財)神奈川県暴力追放推進センターと当会の三者の共催で行われた。暴力団を始めとする反社会的勢力による民事介入暴力事案について、三者は緊密に連携して活動しており、本相談会もその連携の一環として実施されている。この相談会は今年で6回目となり、恒例の活動となっている。

暴力団被害無料電話・来所相談会

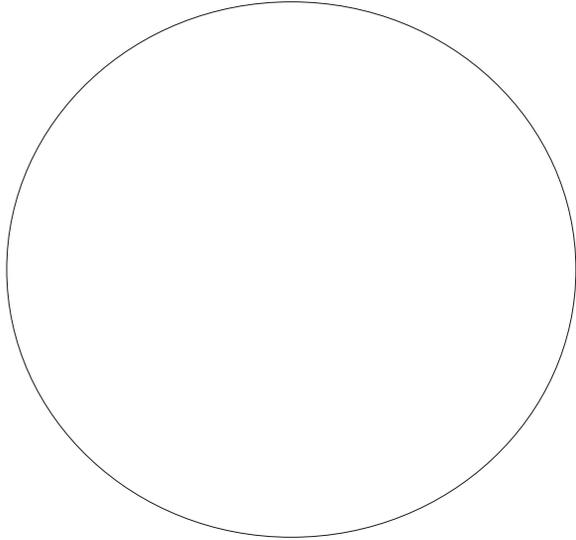


電話に対応する相談員

暴力団をめぐっては、現在も大きな損害を発生させている特殊詐欺への関与が指摘されており、その不法な活動について県民の不安が高まっているところである。相談会は午前10時から午後6時まで実施され、共催する三者の担当者が会館に詰めて、電話や来所した相談者に対応した。当日は来所相談、電話相談がほぼ同数となり、反社会的勢力に対する不安を吐露する声が多く聞かれた。中には暴力団構成員の家族からの相談もあり、暴力団に関わる問題の根の深さが

感じ取られた。暴力団等反社会的勢力の排除やそうした者により被った損害の回復の必要性が高いことは言うまでもないが、そのためには、警察や暴力追放推進センター、そして弁護士の協力関係が不可欠である。今回も相談会開催に先立って溝の口駅周辺でチラシ配布を行うなど、緊密な協力がなされた。今後三者の連携を強くし、暴力団等による被害の根絶に向けて、たゆまぬ努力をしていきたい。

(会員 佐藤 裕)



淡々と、しかし熱意を込めて講演する青井教授

6月25日、学習院大学の青井未帆教授による「憲法に自衛隊条項は危険?!」と題した憲法9条改正問題についての講演会が、横浜市開港記念会館にて行われた。

まず、我が国では初めて、国民主権の下で憲法改正の是非が問われる事態になっていることから、いやが応でも、国民一人ひとりが憲法について真剣に考えるべきであるという心構えが指摘された。その上で、大日本帝国憲法において統帥権(軍隊を動かす特別な権限)の統制に失敗した結

果として現在の日本国憲法があり、その歴史をどのように考えるかという視点から、改憲案(改正の必要性を含め)を議論すべきとの説明があった。大日本帝国憲法の制定過程において、伊藤博文が、権利章典やフランス人権宣言と呼応するように、君主の権限を制限し、臣民の権利を保障するというのが立憲主義の精神であると指摘するなど、同憲法は真剣な議論の末に制定されたものである。また、本来はかなりしっかりと統帥権を統制するような仕組みとなっ

た。それでも統帥権の統制に失敗したという現実を受けて、日本国憲法9条が制定され、軍の正統性自体を剥奪し、軍に関する規定(統帥権、非常大権など)が全て削除された。その結果、国は、実力組織である自衛隊を持つことを正当化するため、自衛隊(防衛省)は他の省庁と同列の行政機関の一つにすぎないという位置付けを行った。これにより、自衛隊というだけで特別扱いをすることができない制度となっている。しかし、自衛隊を憲法に明記すると、自衛隊は、現在憲法上の機関として明示されている国会、内閣、裁判所及び会計検査院と同列となり、内閣から独立することになる。こうすることで、自衛隊

(会員 齋藤 由也)

憲法に自衛隊条項は、 やはり危険!

憲法改正問題シンポジウム

は行政機関ではなくなり、軍法廷を設置したり(自衛隊内のことについては司法権が対応できないことになる)、軍紀の維持や軍国主義的な道徳が強調されるおそれがある。なお、既に、特定秘密保護法の制定や、首相が自衛隊の募集対象者の名簿を提供するよう自治体に迫るなど、自衛隊を特別扱いする雰囲気を作り出されつつある。

当会紛争解決センター利用の新たな選択肢 藤沢商工会議所と協定した ADR手続

昨年度末、当会は、藤沢商工会議所(以下「会議所」との間で「神奈川県

川県弁護士会紛争解決センターの手数料等に関する協定」を締結した。当会が運営する紛争解決センター(以下「当センター」)は、ここ数年、新規受理件数が年間10件程度で推移している。紛争解決センター運営委員会では、当センターをもっと広く利用してもらうために、約2年前からその活性化に取り組んできた。本協定は、その施策の1つが実を結んだものである。

制度利用の条件は、事前に会議所から制度利用承諾を得て、その承諾書面を申立書に添えて当会に申し立てることである。手続の進行自体は、通常の手続と同様であるが、開催場所として、会議所内の会議室を利用することもできる。そのため、当事者が希望すれば、当会まで出向いてくることなく、藤沢での紛争を藤沢で解決できるように手続を進めていくことも可能だ。

紛争解決手段の 新たな選択肢

協定締結の記者発表の様子

ADR手続について当会が商工会議所と協定を結ぶのは史上初であり、全国的にも珍しい取組である。4月27日付神奈川県新聞では、社会面の記事で大きく取り上げられた。また制度利用の実績はないが(執筆時点)、少しずつ周知も進み、会議所への問合せ等の反響も見られている。当会会員各位にも、本制度の存在を頭の片隅に置いていただき、条件の合う紛争相談があった場合には、紛争解決手段の選択肢に加えていただきたいと願う次第である。

(会員 岸本 寛之)

調査室からのお知らせ

23条照会の手引きが改訂されました

弁護士が必要な情報・資料を収集するために、重要な役割を果たしているのが、弁護士法第23条の2に基づく照会(23条照会)です。その利用件数は年々増加の一途であり、当会での昨年度申出件数は6368件で、10年前の3倍近くになっています。

当会では、会員の照会申出の便宜を図るため、「弁護士法第23条の2照会請求の手引き」を作成し、会員サイトに掲載しています。本年5月15日、この手引きを大幅に改訂し、よりアップトゥデートなものにしました。

たとえば添付資料についてですが、当会調査室での決裁用の資料と、照会先への送付用の資料とを峻別しました。

財産調査の場合の債務名義については、決裁用としては写し全体が必要ですが、送付用としては主文(に相当する部分)、当事者名及び正本認証文言以外の部分はマスキングが必要です。

また、被相続人に関する照会の場合の相続関係資料については、必ず決裁用の提出を要しますが、個人情報保護の観点から、照会先には原則として送付しない扱いなので、照会先用は不要です。ただし、当該照会先が提出を求めてくるのが周知されている場合又は申出会員において事前に当該照会先に提出が必要であることを確認した場合は、例外です。

この点、照会申出書(書式A)の末尾に、照会先送付用資料の有無と照会先への事前確認済についてのチェック欄を設けましたので、記載を忘れないようお願いいたします。

また、今回の改訂では、照会先別の注意事項も充実させました。もっとも、金融機関等の照会先窓口は随時変更される場合がありますので、会員用メーリングリストでお知らせにもご注意ください。

(調査室長 畑中 隆爾)

独禁法・下請法に関する研修会

実務家の経験を踏まえた解説

講演する鈴木満会員

6月4日、当会会館において、「弁護士が知っておくべき独占禁止法・下請法の基礎と最新情報」と題する研修会が開催された。講師は、当会独占禁止法研究会代表幹事であり、元公正取引委員会事務局局長・現桐蔭横浜大学法科大学院客員教授である鈴木満会員と筆者在務の鈴木満会員からは、私的独占・不当な取引制限・企業結合・不正な取引方法等の独禁法の各違反

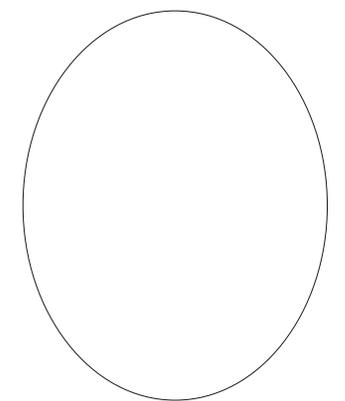
ように、研究者としての知識に基づく解説や、実際の公正取引委員会の調査手法や事実認定の方法など、実務家としての経験を踏まえた解説がなされた。筆者からは、課徴金の計算方法や課徴金減免制度の見直し及び弁護士依頼者間秘匿特権の導入など、独禁法の最新改正情報についての説明を行った。ベテランから若手まで幅広い会員が研修に参加し、質疑応答においては、特に公正取引委員会への違反被疑事実の申告や事前相談といった実務的な手続についての質問があり、会員の独禁法・下請法実務への関心の強さがうかがえた。(会員 加藤 正太)

会内の意思形成プロセスとしての常議員会

会員 海渡 双葉 (66期)

会内 の 常 議 員 の 議 論

この度、初めて常議員になり、4月から常議員会に出席している。以前に、所属委員会での作成した会長声明案についての説明要員として、その議案が審議されている部分だけ常議員会に出たことがあったが、常議員として参加してみると、本当に多岐にわたる事項について審議していることを実感する。いずれも、当会を維持・運営していくに当たって必要



な議案ばかりであり、常議員会では活発な議論がなされており、時に議論が紛糾し、意見が対立することもありますが、それも含めて、重要な会内の意思形成のプロセスなのではないかと考える。私も議案の内容について気になった点を質問したりしている。他の常議員が、多角的な視点で、鋭い質問、意見を述べられているのを聞くと、「なるほど、そういう観点から考えるとそうなるか」と気付かされることも多い。

また、常議員になってから地道に続けていることとして、66期の同期メンバーにおいて、簡単な常議員会の報告を流すようにしている。会員メーリス(y-line)で常議員会速報が流れているが、これとは別に、同期の日々の業務などに関する考えや意見を発信している。少しでも同期に常議員会について興味を持ってもらえれば幸いである。

私は、常議員に選任された後に判明した私事に より、どうしても数回は常議員会を欠席せざるを得ないので心苦しいが、可能な限り出席して、今後も常議員会での議論に参加していきたい。

理事者室 だより

予定と情報の洪水に翻弄されて

副会長 千歳 博信

理事者になってまだ数か月すぎず、多くのことを語れる程の経験を積んでいるわけではない。ただ、少ない経験ながら今言える言葉は、とにかく「ただごと、ではないよ」だ。一言である。

まず、理事者になると、時間の管理が複雑になり、場合によっては同じ時間帯に2つの予定がバ

ッティングしていることもある。こういった場合は、事務局に協力をしてもらいながら、適宜調整することになる。正に時間割である。

次に驚いたのは、情報の洪水である。理事者になった瞬間から、メール等を通じて多くの情報が同時にあふれ出てくるようになる。こうした情報

を適宜把握し、適切に処理するという作業が必要となる。

そこで、私はついに、あるもの、を使うようになった。「アップルウォッチ」である。

アップルウォッチを使うと、予定や情報がほぼリアルタイムで表示されるようになり、見落とし

が少なくなる。しかも、通話ができる。例えば古いが、ウルトラ警備隊の「ビデオシーバー」のような。格好いい。

ただ、いちいち私の健康状態に口を出すのは勘弁してほしい。そろそろ深呼吸しろとか、「もう少し歩け」というが、既に呼吸はしているし、歩いてもいい。

反対に、今日はよく歩いたなと思っていたら、褒められる。気恥ずかしい。

こうしたお節介が多少気にはなるが、アップルウォッチは、今や私にとって欠かせないガジェットであり、良き相棒である。

対談企画

かなパブ最前線

養成期間を振り返って (後編)

大根田弁護士と大西弁護士

5月号に掲載した、かながわパブリック法律事務所(かなパブ)出身の大根田紫織弁護士(旭川弁護士会)と大西章弁護士(青森県弁護士会)の対談。本号ではその続編をお届けする。

大根田

かなパブ在籍中には、様々な勉強会などで、事務所外部の人と知り合える機会がたくさんありましたね。

大西

まず、即独等勉強会。即時独立した先生だけでなく、若手の先生方にも多数参加していただき、交通事故などのテーマで、つまづきがちなことを、話し合いながら学ぶことができた。懇親会もあったし。

大根田

SSW(スクールソーシャルワーカー)と弁護士の勉強会でも、SSWに限らず様々な分野の方と知り合つことができた。そこで知り合った方の居場所づくり事業に遊びに行ったり。

大西

弁税法交流会で他士業の先生方と話せるのも良かった。税理士の方だけでなくいろいろな士業の先生がいて、例えば行政書士の方から建築業許可のお話を聞けたりしたね。

懇親会も楽しかった。

大根田

かな弁でも、チューター勉強会で他事務所の先生方との交流の機会があったり、委員会活動などを通じて、施設見学や裁判所との懇談会、勉強会の幹事など、様々な経験をさせていただき、事務所外の様々な先生にお世話になりました。

大西

私も委員会やかながわ若手弁護士の会で多くの先生方に支えていただき、そして飲みで連れて行っていただいたなあ。

大根田

かな弁での経験が、赴任先でも生かせるという

です。大西さんは赴任に当たってどんなことを考えていますか。

大根田

※対談時(平成31年4月)は両名とも赴任前。

大西

飲み会に行きたい。というのは冗談ですが、かな弁でそうだったように、赴任先でも多くの先生方と良い関係を築いていけたらと思います。大根田さんはどうですか。

大根田

まずは基本的な業務を頑張ろうと思うけれど、かな弁の先生方が委員会活動などを通じてされてきたような仕組みづくりや勉強会もできるようなりたいです。

編集後記

来年の今頃はオリンピック。チケットの倍率もかなり高かったようで、家族全員で200万円近い金額の応募をしたのですが、破産せずに済みました。聖火ランナーにも興味があるのですが、応募するのに作文を書かなければいけないようです。オリンピック参加も簡単ではないですね。

- デスク 奥園龍太郎
記者 山口 陽
越川 純哉
古西 達夫
渡邊さち穂
濱口 正夫

事業者のための連続法律セミナー & 相談会 第1回

クレーム処理と不当要求に対する法的対応を念頭に?

6月26日、事業者の「ナー&相談会」の第1回方々を対象とする「事業者のための連続法律セミナー」を開催した。

本セミナーは、事業経営において問題となる法的分野について弁護士が分かりやすく解説する連続セミナーで、昨年度から引き続き行われているものである。

本年度は、クレーム処理、債権回収・管理及び契約書作成の実務について、全3回にわたり講義することとしている。

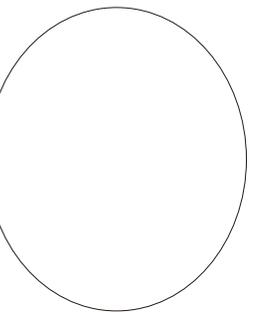
第1回は「クレーム処理と不当要求に対する法的対応を念頭に」と題し、事業経営につきま

及び筆者の経験談等を踏まえて解説した。参加した事業者の方々は、講師の説明に興味深く耳を傾けており、特に、弁護士の経験談を踏まえた具体的な事例について強い関心があったように思われる。

本年度の本セミナー第2回(10月29日14時から開催)は、昨年度も好評であった債権回収の実務について、講師である弁護士が経験した実際の事例等を踏まえて講義を予定である。

次回以降も、事業者の方々のニーズに応えられるような講義を実施していきたいと考えている。

(会員) 小林 友



私は、裁判所への期日出頭や警察署・拘留所での接見等の外回り仕事が多いです。県内全裁判所(支部はもとより簡裁も)で弁論したことは当然ながら、県内全警察署及び全拘留支所で接見をしたことがあります。

私は、健康のためにバスやタクシーなどは使わず、駅からは極力目的の官公署まで歩くようにしています(京急久里浜駅から横須賀拘置支所ぐらゐならば、歩いて向かっています。そうは言ってもさすがに津久井警察署は遠すぎるのもあるので、私は官公署ごとに行

で、橋本駅きつめの飲食店を決めています。例えば、栄警察署に昼間接見に行くときは、「焼肉おくう」という店でランチをすることが多いです。ランチにしては若干値段が張りますが、それを補って余りあるうまさです。お肉は柔らかく、ホルモンは全く臭みがありません。タレの味付けもとても素晴らしいです。栄警察署は、本郷台の駅から比較的遠いですが、おいしい焼肉を自当に頑張る接見に通えます。「焼肉おくう」は、栄警察署のすぐ近くにありま

(会員) 本間 久雄

講演する本田会員と筆者